

# 令和6年能登半島地震による被災者のみなさまへ

令和6年能登半島地震による災害は、「特定非常災害特別措置法」に基づく「**特定非常災害**」に指定され、「**令和6年1月1日**」が「**特定非常災害発生日**」として定められました。

これにより、当該災害の被害者となった、

○ **生活安全部が所掌する許認可事務に係る対象業者等（風俗営業者、古物商、警備業者、銃砲の所持許可を受けた者等）**  
の権利利益の保全等を図るため、次の措置が講じられます。

## 1 許認可の有効期間（満了日）の延長

「**一定の地域（※1）**」の方々を対象に「**猟銃等の所持許可や警備業の認定**」のような許認可（**特定非常災害発生日として定められた「令和6年1月1日」以後に許認可の有効期間が満了するもの**）について、**有効期間（満了日）が「令和6年6月30日（日）まで延長」**されます。（※2）

### 【許認可の有効期間（満了日）が延長される主な例】

- 猟銃等の所持許可の有効期間（銃刀法）
- 警備業の認定証の有効期間（警備業法）等

（※1）令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村（下記リンク参照）

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

（※2）措置に関する告示は、下記リンク参照

[https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/2024kokuji\\_jisinn.pdf](https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/2024kokuji_jisinn.pdf)

## 2 期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予

法令に基づく届出等の義務（**「令和6年1月1日以降」に届出等の義務の期限が到来するもの**）が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが「**特定非常災害**」によるものであることが認められた場合には、**「令和6年4月30日（火）までに履行」**すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

### 【届出等の義務が猶予される主な例】

- 風営適正化法、古物営業法、質屋営業法、銃刀法、警備業法、探偵業法等  
関係に係る変更届出書等の提出義務 等

## 3 問い合わせ先

- 徳島県警察本部生活安全企画課許可事務指導室  
**電話 088-622-3101**
- 住所地を管轄する警察署の生活安全課（牟岐警察署にあっては、刑事生活安全課）